

NCCUSL年次総会（2000年）におけるUCC第2編とUCITA の審議

曾野，裕夫
九州大学大学院法学研究科助教授

<https://doi.org/10.15017/2217>

出版情報：法政研究. 67 (3), pp.278-312, 2001-01-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

NCCUSL 年次総会（2000年）における UCC 第2編と UCITA の審議*

曾野裕夫

目次

1. はじめに
2. UCC 第2編（売買）の審議
 - A. 経緯
 - (1) 承認の延期
 - (2) 1999年 NCCUSL 総会と2000年 ALI 総会
 - (3) 今後の予定
 - B. 起草委員会の活動
 - (1) 草案
 - (2) 方針
 - C. 審議
 - (1) テキスト
 - (2) 審議事項（争点）
 - (3) 詐欺防止法
 - (4) 電子契約法
 - (5) 契約の成立と内容（「書式の戦い」問題の処理）
 - (6) ワランティ類似義務

* 本稿は、文部省派遣在外研究員としての研究成果の一部である。執筆にあたっては、財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）、および同センターの高橋宗利氏から資料提供等の便宜を図っていただいた。さらに、NCCUSL総会で同席した会沢恒助教授（北海道大学）からも本稿の内容に貴重なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表したい。いうまでもなく、それでも残る誤りは筆者に帰されるべきものである。なお、本稿の簡約版として、曾野裕夫「NCCUSL年次総会（2000年）における情報契約と電子取引〈Abridged Edition〉」〈<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~sono/doc/ulc00.htm>〉がある。

- (7) UCC2の適用範囲
- 3. UCC 第1編 (一般規定) の審議
- 4. UCITA の審議
 - (1) 修正案提出の経緯
 - (2) 特定産業の適用除外
 - (3) アイディア提供 (submission of idea) 契約
 - (4) Perlman 教授の議論
 - (5) 電子的自力救済
 - (6) E-Sign との関係
 - (7) 最終投票
- 5. おわりに

【略語表】 本稿では、以下の略語を用いる。

ABA	アメリカ法曹協会 (American Bar Association)
ALI	アメリカ法律協会 (American Law Institute)
E-Sign	連邦電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Commerce Act)
NCCUSL	統一州法委員全米会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)
UCC	統一商事法典 (Uniform Commercial Code)
UCC1	統一商事法典第1編 (一般規定) (Uniform Commercial Code, Article 1 - General Provisions)
UCC2	統一商事法典第2編 (売買) (Uniform Commercial Code, Article 2 - Sales)
UCC2A	統一商事法典第2A編 (リース) (Uniform Commercial Code, Article 2A - Leases)
UCC2B	統一商事法典第2B編 (ライセンス) (Uniform Commercial Code, Article 2B - Licenses)
UCITA	統一コンピュータ情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act)
UETA	統一電子取引法 (Uniform Electronic Transactions Act)

1. はじめに

2000年のNCCUSL年次総会は、7月28日から8月4日にかけてフロリダ州St. AugustineのWorld Golf Village (WGV) において開催された。筆者は昨年度の総会に引き続き、今年度も8月1日から3日にかけてこの総会に出席する機会を得たので、以下では、そこで行われた審議のうち、UCC第2編(以下、「UCC2」)の改正草案、UCC第1編(以下、「UCC1」)の改正草案、およびUCITA修正案に関する審議を中心に、審議内容を報告する。

なお、筆者はこれまでUCC2改正作業およびUCITA（およびその前身である旧UCC第2B編（ライセンス）草案）を題材として現代契約法のあり方に関する研究調査を行ってきたが、⁽¹⁾本稿はそのフォローアップを意図したものである。そのため、背景事情等については旧稿に譲っている部分が多いことをお断りしておきたい。また、本稿自体は、基礎資料となることを意図したものであり（いわば「現場報告」である）、審議対象となった各草案も（UCITA修正案を除けば）最終プロダクトではないことから、疑問点の多くもそれを解明することなく、そのまま疑問点として残していることもお断りしておきたい。

⁽¹⁾ これまでに公表したものは次のとおりである。曾野裕夫「UCC第二編（売買）の改正作業に見る現代契約法の一動向」(上)(下) 北大法学論集44巻4号837頁（1993年）、44巻5号1293頁（1994年）；同「情報取引における契約法理の確立に向けて（中間報告）」(上)(下)—UCC第2B編（ライセンス）起草作業のめざすもの— NBL626号24頁、628号32頁（1997年）；同「UCC第2B編（コンピュータ情報取引）起草作業のその後」『情報取引におけるライセンス契約法理』(SOFTIC、1999年) <<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~sono/softic99.htm>>；同「UCITAの承認—NCCUSL年次総会参加報告書—」（2000年） <<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~sono/nccusl99.htm>>；同「情報契約における自由と公序」アメリカ法[1999-2] 181頁（2000年）；同「情報契約と知的財産権」ジュリスト1176号88頁（2000年）；同「電子取引の法的基盤整備—アメリカにおける取組み」ジュリスト1183号144頁（2000年）。

なお、とくにUCITA（旧UCC2B）をめぐることは、わが国でも論稿が増えつつある。たとえば、芹澤英明「ProCD v. Zeidenbergの分析—制定法解釈のコンテキスト論・その二」法学61巻2号189頁（1997年）、中島成二「シュリンク・ラップ契約の有効性—Uniform Commercial Code 2Bドラフトの特徴とその意義」NBL634号22頁、637号53頁（1998年）、平野晋＝牧野和夫『[判例] 国際インターネット法』（プロスパー企画、1998年）、『情報取引におけるライセンス契約法理—米国統一商事法典（UCC）第2B編を中心として』(SOFTIC、1999年)、平野晋『電子商取引とサイバー法』（NTT出版、1999年）、ライセンス委員会第3小委員会「米国統一コンピュータ情報取引法（UCITA）における諸問題」知財管理50巻4号509頁（2000年）、國生一彦「インターネット上のライセンス契約に関する法律の概要(1)-(3・完)」NBL691号60頁、693号49頁、694号62頁（2000年）などがあり、今後も多くの論稿があらわされていくことになろう。ただ、文献へのアクセスが困難な場合があるためか（上記以外にも、様々な団体・研究会の『報告書』が存在するようである）、研究の相互参照がなされずに労力の二重投資となってしまうものが多いことが（学術研究の発展という観点からは）残念である。

2. UCC第2編(売買)の審議

A. 経緯

(1) 承認の延期

UCC2の審議は、8月1日の午前中と2日の午前中を費やして行われた。当初通知されていた総会の議題では、今年の総会で改正UCC2の承認が予定されていたが、UCC2審議の冒頭で、UCC2改正の承認のための最終投票は来年度に順延し、今年は草案の部分的な検討を行うにとどめることがアナウンスされた。その理由として、起草委員会のHenning委員長は、起草委員会の作業が時間的制約から不十分であることを挙げていたが、近年悪化していたALIとの関係修復という側面があったことも否定できないように思われる。その事情も含めて、UCC2起草委員会のこれまでの活動を簡単に振り返っておこう。

(2) 1999年NCCUSL総会と2000年ALI総会

1999年7月のNCCUSL総会で、UCC2改正草案の審議が唐突に打ち切られたことは、まだ記憶に新しい。UCC2改正作業の当初からReporterをつとめていたRichard Speidel教授(Northwestern Univ.)とAssociate ReporterのLinda Rusch教授(Hamline Univ.)はこれを受けて辞任していたが、その後、NCCUSLとALIは新たな起草委員会を組織し、⁽²⁾⁽³⁾この起草委員会が1999年年次草案を一旦白紙に戻して、新たにUCC2の改正草案の起草をすすめていた。

ところで、1999年の総会におけるUCC2審議打ち切りは、それまでもUCC第2B編(以下、「UCC2B」)の起草を通して対立の激しかったNCCUSLとALIの関係をさらにこじらせるものであった。NCCUSLは、UCC2B草案へのALIの承認が得られない

⁽²⁾ 委員長はWilliam H. Henning教授(Univ. of Missouri-Columbia)が務め、Henry D. Gabriel教授(Loyola Univ. New Orleans)がレポーターを務める。その他のメンバーは次の通り：Boris Auerbach氏(Ohio); Marion W. Benfield教授(Wake Forest Univ.); Amelia H. Boss教授(Temple Univ.); Neil B. Cohen教授(Brooklyn Law School); Byron D. Sherカリフォルニア州上院議員; James J. White教授(Univ. of Michigan)。

⁽³⁾ UCC2草案の新たな起草委員会は、UCC第2A編(リース)改正の任務も課されており、正式には改正UCC2と改正UCC2Aの両方の起草委員会である。これは、昨年来のUCC2改正作業建て直しの過程で、従来別の起草委員会であったUCC2とUCC2Aの起草委員会が合体されたことによる。今年の総会にはUCC2Aの改正草案も提出されていたが、時間の制約から審議されることはなかったし、UCC2A改正の内容は基本的にはUCC2改正に従うものとされているので、以下ではUCC2Aには触れず、専らUCC2に限定して記述する。

ことが確実となった1999年4月の時点で、UCC2BをALIとの共同作業の必要なUCCの枠内ではなくて、別個の単行法UCITAとして制定することを決定し、7月のNCCUSL総会では多くの反対を押し切ってUCITAを承認に持ち込んだが、他方で、NCCUSLは、すでに1999年5月にALI総会の承認を受けていたUCC2草案については、製造業界を中心とした激しいロビイング活動⁽⁴⁾に屈する形で、その審議を打ち切ったのであった。

UCC2BからUCITAへの変更に関しても、UCC2の審議打ち切りに関しても、ALIがこれを「ALI軽視」として受け取ったことは想像に難くない。しかも、UCC2の審議打ち切りの理由として、UCITAがより早急な承認を必要としており、それに審議時間を割り当てる必要があるという説明がNCCUSL執行部からなされたことも、実に皮肉なことであった。

以上に加え、今年の総会でNCCUSLがUCC2の承認を議題として掲げたことも、ALIの神経を逆なでするものであったといえる。というのはこうである。UCC改正の承認は、毎年12月のALI評議会（Council）で承認された草案を翌年5月のALI総会で承認し、それをうけてNCCUSLが夏の総会で承認して、統一州法として公表するという順序で行われるのが通常である。ところが、昨年のNCCUSL総会後に組織された起草委員会は、1999年12月のALI総会には起草委員会全体の審議を経ていないレポーターによる暫定草案（後述）しか提出していなかったため、ALI評議会も内容にまで十分に踏み込んだ検討をしておらず、したがって、2000年5月のALI総会⁽⁵⁾においても、「叩き台」にすぎない“Discussion Draft”しか提出されていなかった。筆者は、ワシントンDCで開催されたこのALI総会にも出席したが、そこではNCCUSLが2000年夏に改正UCC2の承認を強行するかもしれないとの観測が流れており、ALI総会ではメンバーの間に大いなる不満感・屈辱感が漂い、緊張が高まっていた⁽⁶⁾。

⁽⁴⁾ たとえば、USA Today, July 23, 1999, at p.18C [Sports Section] の全面広告は衝撃的であった。そこで争点となっていたのは、いわゆる“Gateway Problem”といわれる（cf. Hill v. Gateway 2000, Inc., 105 F.3d 1147 (7th Cir. 1997)）、契約への約款内容の採用に関わる争点であった。曾野・前掲注(1)アメリカ法 [1999-2] 188頁注10とその本文参照。

⁽⁵⁾ ALI総会は、2000年5月15日-18日の日程で行われ、筆者は17日のみ参加した。当日は、Restatement of the Law Third, Restitution and Unjust EnrichmentのDiscussion Draftについての検討のほか、UCC1とUCC2のDiscussion Draftについての審議がなされた。なお、UCC Bulletin, July 2000, pp.6-8にも“ALI Discusses Drafts of Revised Articles 1 and 2”と題されたALI総会に関する記事がある。

⁽⁶⁾ ALI総会では、UCC2に関しては、電子契約（electronic contracting）、適用範囲、ワランティとその周辺、そして、非良心性に議論が集中した（ALI総会に予め提出されていたMotionsについて

(3) 今後の予定

今年のNCCUSL総会は、このようななかで開催されたわけだが、今年のNCCUSL総会における承認の延期は、賢明な判断だったように思われる。UCC2の審議に先立ち、ALIのディレクターの信書も読みあげられていたが、それは少なくとも表面的にはALIとNCCUSLの友好関係を強調するものであった。今後、2001年5月のALI総会と2001年8月のNCCUSL総会における承認を経て、改正UCC2が統一州法として公表されるスケジュールが予定されている。もっとも、このスケジュールどおりに

は、http://ali.org/ali/2000_Motions.htm参照)。ここでは、NCCUSL総会では論じられなかった非良心性に関する議論を簡単に紹介しておく。

1999年のNCCUSL年次草案(<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/ucc299am.htm>)における非良心性規定は、消費者契約について、「実体的非良心性」と「手続的非良心性」の両方が同時に存在しない場合でも、一方のみの存在で裁判所が契約ないし条項の強制を拒絶できることを明示していた。次のとおりである。

SECTION 2-105. UNCONSCIONABLE CONTRACT OR TERM.

- (a) If a court as a matter of law finds a contract or any term thereof to have been unconscionable at the time it was made, the court may refuse to enforce the contract, enforce the remainder of the contract without the unconscionable term, or so limit the application of an unconscionable term as to avoid an unconscionable result.
- (b) In a consumer contract, a nonnegotiated term in a standard form record is unconscionable and is not enforceable if it:
- (1) eliminates the essential purpose of the contract;
 - (2) subject to Section 2-202, conflicts with other material terms to which the parties have expressly agreed; or
 - (3) imposes manifestly unreasonable risk or cost on the consumer in the circumstances.
- (c) If a court as a matter of law finds that a consumer contract or any term thereof has been induced by unconscionable conduct or that unconscionable conduct has occurred in the collection of a claim arising from a consumer contract, the court may grant appropriate relief.
- (d) If it is claimed or appears to the court that a contract or any term thereof may be unconscionable, the parties must be afforded a reasonable opportunity to present evidence as to its commercial setting, purpose, and effect to aid the court in making the determination.

(下線、引用者)

現行§2-302は上記(a)(d)項からなるので(上記(d)項は現行規定から細かな字句修正がなされているが内容は同じ)、1999年草案は現行規定に消費者契約に関する(b)(c)項を追加したものということになる。この規定は、1999年NCCUSL総会におけるUCC2改正草案に対する産業界からの反対の原因のひとつとなっていたが、2000年ALI年次総会草案における§2-302(2000年NCCUSL年次総会草案と同一)では、上記(b)(c)項を削除して、現行UCC2とほぼ同一の規定を復活させたうえで、(b)(c)項の趣旨は、条文テキストから公式コメントに移動された。

ALI総会で議論が集中したのはそのコメントについてであった。すなわち、①コメントの内容が企業寄りすぎること(つまり、(b)(c)項の趣旨が十分に反映されていないこと)、②§2-302に基づいてなされたワランティ免除条項が非良心的になることはありえないような記述になっていること、③実体的非良心性または手続的非良心性の一方しか存在しない場合には非良心性の認定ができないように受け取れる記述になっていることが議論の中心であった。起草委員会は、これらの懸念に配慮する旨述べて、議論は終わったが、NCCUSL年次総会草案をみるかぎり、コメントに修正は加えられていない。(それにもかかわらず、“Sections to be Read”(後述)によると、§2-302は審議において条文テキストを読み上げることなく、タイトルのみを読む条文のグループ——つまり、現行法の変更とは考えられていないグループ——に含まれていた。)

実際に承認がなされるかどうかは定かではない。後述するように、とくに、UCC2の適用範囲と、ワランティ類似義務に関する規定をめぐって、産業界からは強硬な反対の声もあがっているからである。

B. 起草委員会の活動

(1) 草案

さて、新しいUCC2起草委員会は、その設置から2000年のNCCUSL年次総会までの間に、次の5つの草案を公表している。

- ① Reporter's Interim Draft, November 1999⁽⁷⁾
- ② December 1999 Draft⁽⁸⁾
- ③ March 2000 Draft⁽⁹⁾
- ④ ALI Discussion Draft (April 14, 2000)⁽¹⁰⁾
- ⑤ NCCUSL 2000 Annual Meeting Draft⁽¹¹⁾

①は、起草委員会での討議さえ経ていない、レポーターであるGabriel教授の私的草案である。そのような暫定的なものが公開されたのは、2000年のALI総会およびNCCUSL総会でUCC2の改正を承認するためには、1999年12月のALI評議会での検討を経る必要があったからのようである。その後、起草委員会は、②を検討する委員会を2000年2月4～6日にカリフォルニア州San Joseにて、③を検討する委員会⁽¹²⁾を2000年3月13日にイリノイ州Chicagoにて、それぞれ開催している。それを踏まえた④がDiscussion Draftとして2000年5月のALI総会に提出されたことは前述のとおりである。④と、NCCUSL総会に提出された⑤の内容はほぼ同じだと思われる。

⁽⁷⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/ucc21199.htm>>

⁽⁸⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/21299.htm>>

⁽⁹⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/2300.htm>>

⁽¹⁰⁾ オンラインでは公開されていないようである。

⁽¹¹⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/ucc20600.htm>>

⁽¹²⁾ Memorandum from William H. Henning, Chair, Drafting Committee to Revise UCC Articles 2/2A (Jan. 27, 2000) (on file with the author).

⁽¹³⁾ Memorandum from William H. Henning, Chair, and Henry Deeb Gabriel, Reporter, Drafting Committee to Revise UCC Articles 2/2A (Mar. 13, 2000) (on file with the author).

(2) 方針

ALI総会およびNCCUSL総会におけるHenning委員長の説明によると、起草は次のような方針で行われた。まず、形式面では、「美術品の修復を試みる現代の技術者 (modern technician trying to restore the beauty of the art)」の姿勢で挑む方針が示された。具体的には、1999年草案が現行のUCC2の条文番号を大幅に動かすものとなっており、それが混乱を招くとして産業界からの反対の一因になっていたため、できるかぎり現行の条文番号を維持することとされた。また、条文の実質には関わらない文言の変更等も、最小限にとどめることとされた。もっとも、現行法のナンバリングが、たとえば、§1-102(1)の下に(a)、(b)…を置くのに対して、草案では§1-102(a)の下に(1)(2)…を置くという形をとることとされた。これは、現在のNCCUSLの起草慣行と一致させるためである。

実質面では、技術の進展(つまり、電子商取引の普及)への対応と、新しい——といっても、1950年代に起草されたUCC2からみて「新しい」にすぎないが——取引実務(たとえば、買主と直接の契約関係に立たないメーカーによる品質保証)への対応に焦点をあてる方針で挑んだことが述べられた。実質的な争点については以下で述べる。

C. ⁽¹⁴⁾ 審議

(1) テキスト

総会では以下の文書に基づく審議が行われた。

- ① “Draft for Approval”と注記された“Revision of Uniform Commercial Code Article 2 - Sales” (NCCUSL 2000 Annual Meeting Draft) (前出・注11) (以下、「年次総会草案」)
- ② “Sections to be Read at 2000 Annual Meeting” ⁽¹⁵⁾ [以下、“Sections to be Read”]

⁽¹⁴⁾ UCC Bulletin, September 2000, pp.6-7にも、“NCCUSL Defers Revised 2 Again”と題された記事がある。

⁽¹⁵⁾ Memorandum from Bill Henning and Henry Gabriel (Jul. 17, 2000) (on file with the author).

- ③ “Errata Sheet for Article 2 - Electronic Contracting”⁽¹⁶⁾ [以下、“Errata#1”]
- ④ “Errata Sheet 2 (UCC Article 2)”⁽¹⁷⁾ [以下、“Errata#2”]

(2) 審議事項 (争点)

審議は、①のすべてではなく、大きな改正の行われる条文についてのみ行われた (上記②“Sections to be Read”)。もっとも、そこにあがっている条文もすべて審議されたわけではなく、時間的制約から、草案の§§2-201、2-204、2-206、2-207、2-210、2-211、2-312、2-313、2-313A、2-313B、2-316、2-318、2-508、2-103の審議がこの順序で行われたにとどまる (議論が最も集中することの予想される§2-103については、残り時間が1時間となった時点で審議を開始することとして、それまでに他の条文の審議を行う形でおこなわれた)。

以下では、実質的審議が行われた争点について触れることにする。

(3) 詐欺防止法 §2-201

現行の§2-201は対価「500ドル」以上の物品売買契約について「書面要件」を課しているが、年次総会草案では基準額が「5000ドル」に引き上げられ、電子取引に対応するため「書面要件writing requirement」が「記録要件record requirement」に変更されている。また、(UCCではなくて一般的な制定法としての)「詐欺防止法 Statute of Frauds」には、1年以内に履行されない契約に書面要件を課す「1年条項」があるのが通例であるが、年次総会草案では、売買契約に関してはそれを廃止する(d)項が新しく設けられている。

年次総会草案の規定は次のとおりである。

SECTION 2-201. FORMAL REQUIREMENTS; STATUTE OF FRAUDS.

- (a) A contract for sale for the price of \$5,000 or more is not enforceable by way of action or defense unless there is some record sufficient to indicate that a contract has been made between the parties and authenticated by the party against which enforcement is sought or by its authorized agent or broker. A record is not

⁽¹⁶⁾ Memorandum from Bill Henning and Henry Gabriel (Jul. 17, 2000) (on file with the author).

⁽¹⁷⁾ 著者名・日付ともになし (on file with the author).

insufficient because it omits or incorrectly states a term agreed upon but the contract is not enforceable under this subsection beyond the quantity of goods shown in such record.

- (b) Between merchants if within a reasonable time a record in confirmation of the contract and sufficient against the sender is received and the party receiving it has reason to know its contents, the record satisfies the requirements of subsection (a) against the party receiving it unless notice of objection to its contents is given in a record within 10 days after it is received.
- (c) A contract that does not satisfy the requirements of subsection (a) but which is valid in other respects is enforceable:
 - (1) if the goods are to be specially manufactured for the buyer and are not suitable for sale to others in the ordinary course of the seller's business and the seller, before notice of repudiation is received and under circumstances that reasonably indicate that the goods are for the buyer, has made either a substantial beginning of their manufacture or commitments for their procurement; or
 - (2) if the party against which enforcement is sought admits in the party's pleading, or in the party's testimony or otherwise under oath that a contract for sale was made, but the contract is not enforceable under this paragraph beyond the quantity of goods admitted; or
 - (3) with respect to goods for which payment has been made and accepted or which have been received and accepted.
- (d) A contract that is enforceable under this section is not rendered unenforceable merely because it is not capable of being performed within one year or any other applicable period after its making.

年次総会草案§2-201をめぐっては、目的物の量に関する条項 (quantity terms) が記録 (書面) に含まれていなくても、記録要件は満たされることを明確化すべきとのsense-of-the-house motionが提案され(Curtis Reitz教授⁽¹⁸⁾)、76-61で可決された。同条のcomment 1は、記録要件を満たすためにはquantity termが必要だとしているが、これも修正されることになる。従来は、quantity termsの含まれていない契約

⁽¹⁸⁾ 旧起草委員会において、草案§2-201の基本構想を示したのがReitz教授だったようであり、ここでは書面要件をできるだけ限定的にすることが目指されていた。See e.g., Note to §2-201, March 21, 1997 Draft <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/397art2.htm>>.

書ないし記録は§2-201の要件を満たさないと考えられてきたが、それが大きく修正されることになる (ただし、「生産量 (output)」や「必要量 (requirement)」という形で量を指定することは認められてきた)。⁽¹⁹⁾

なお、UCC2改正作業においては、数年前までは§2-201削除の方向で固まっていたが、同条は1997年1月27日草案から復活している。⁽²⁰⁾ 今回の動議は、そのような流れの中で、せめて詐欺防止法の要件充足を少しでも容易にするための努力の一つとして位置付けることができよう。⁽²¹⁾

(4) 電子契約法 §§2-204、2-211、2-212、2-213^(21a)

年次総会草案では、現行UCC2へのUETAをモデルとした電子契約に関する規定の追加が提案されていたが、総会会場で配布されたErrata#1 (上記③) によって、その大部分を削除する案が示された (したがって、ALI総会で議論された電子契約法関係の議論はほとんどムートとなった)。⁽²²⁾ 議場で読み上げられたのは、§§2-204、211、212、213であり、そのうち§2-204(d)(3)〔電子契約の成立における到達主義〕⁽²³⁾、§2-211(a)-(c)〔電子契約の法的承認を宣言するとともに、その法的承認を当事者間で電子的

⁽¹⁹⁾ FARNSWORTH, CONTRACTS §6.7 at pp.399-400 (3d ed. 1999), WHITE & SUMMERS, UNIFORM COMMERCIAL CODE §2-4 at pp.71-72 (5th ed. 2000). もっとも、現行規定の文言はquantity termがなければならないとするものではなく、quantity termが含まれている場合について、その量を超えては強制できないとの趣旨にすぎないと解釈するのが正しいように思われる。Id., n.11 to §2-4 at p.71. フロアからもそのような発言がみられた (Gerald L. Bepko教授)。

⁽²⁰⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/text18.htm>>

⁽²¹⁾ 1995年と1996年のNCCUSL総会では、書面要件を復活させるべきだとの動議が否決されており、筆者も、削除が近いとの観測を述べたことがある。曾野裕夫「詐欺防止法」英米判例百選 (第3版) 214頁 (1996)。それにもかかわらず、1997年になって書面要件が復活した理由は、次のようにいわれている。すなわち、詐欺・偽証を防ぐための詐欺防止法は不要かもしれないが、①詐欺防止法を規定するUCC2AやUCC2B草案と一貫させるべきこと、②詐欺防止法によって書面を用いる契約行動が促されること、③詐欺防止法によって、契約成立が争点となっている訴訟において事実審理を経ない判決(summary judgment)をしやすくなること、などが挙げられている。しかし、これらは明らかに説得力に欠けるように思われるし、当時のリポーターであるSpeidel教授も、むしろ、詐欺防止法は、詐欺的行為を助長する結果になっているとの認識を示していた。Memorandum from Richard E. Speidel, Reporter, Article 2 Drafting Committee & ALI Sales SubGroup (Mar. 1, 1997) <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc2/speidel2.htm>>.

^(21a) この項目に関する〔追記〕を本稿末尾に記したので参照されたい。

⁽²²⁾ ALI総会では電子記録の到達主義に関して、§2-103(3)(B)(ii)における「受領 (receipt)」の定義が、発信者のウェブ・サイト等への通知のアップロードをも包含するものであり (“being delivered to and available at a location”)、いわゆる“come-and-get-me-notice”を認めることになるとの疑義がフロアから表明されていた。これに対して、Gabriel教授は、§2-104(c)によって、各州の消費者保護法がUCC2に優先するので問題がないと述べていたが、§2-104(c)は、Errata#1によれば削除されることになるようである (NCCUSL総会での審議はここまで及ばなかった)。

⁽²³⁾ これは、契約の成立に関する伝統的な発信主義を修正するものであった。これは実体規定なのでUETAやE-Signには契約成立時期に関する規定はない。

に契約することに関する事前の合意がある場合に限定する条項]の削除案が示された。

これは、2000年6月に成立した連邦電子署名法(E-Sign)との整合性を保つための措置だと説明されたが(E-Sign Shieldと呼ばれていた)、筆者には不可解な点が多かった。E-Signは、§102(a)(2)で、州の電子署名規定のうち、E-Signと「整合的」であり、かつ、「技術的中立性」に立脚する規定は、その州法がE-Signに優先する(専占されない)と規定する一方で、§102(a)(1)で、UETAはそのような審査を経ることなくE-Signに優先すると明示している⁽²⁴⁾ので、上記の削除は念のためにUCC2からは余分な規定は削ぎ落として、とくに電子契約の法的承認に関しては、各州における採択状況のよいUETA§§5(b)、7等あるいは基本的に同様の規定内容を有するE-Signに委ねる意味だと理解できる。また、E-Signは実体規定は定めないので、契約成立に関する到達主義のような実体規定をUCC2から削除する必要があるのは、それが電子契約にのみ適用される規定であることから「技術的中立性」に反すると考えられたものといえよう。

これに対して、Errata#1によると、UCC2の電子契約規定は次の通りとなるが、それらのなかにも、UETAに対応規定があるのに、なぜ削除されないのか不明なものがある。

- 電子代理人を介した契約成立を認める§2-204(d)(1)、(2)(UETA§14に同様の規定があり、なぜ本条が削除されなかったのかは不明；E-Signでは§101(h)が対応。)
- UCC2が電子記録・電子署名の使用を強制するものではないことを確認する規定(年次総会草案§2-211(d)→Errata#1で§2-211(a)に変更；UETA§5(a)に同様の規定があり、なぜ本条が削除されなかったのかは不明；E-Signでは§101(b)(2)が対応。)

⁽²⁴⁾ 曾野・前掲注(1)ジュリスト1183号146頁では、「整合性」の基準を「技術的中立性」に包含させる形で記述したが、不正確であるので訂正したい。

⁽²⁵⁾ ただし、州がUETAに修正を加えて採択した場合には§102(a)(2)の審査を経ることになるが、その範囲については議論がある。Patricia Brumfield Fry, "A Preliminary Analysis of Federal and State Electronic Commerce Laws" <<http://www.uetonline.com/docs/pfry700.html>>, Robert A. Wittie & Jane K. Winn, "E-Sign of the Times" <<http://www.kl.com/PracticeAreas/Technology/pubs/page20.stm>> など参照。

- 電子代理人を介した契約における契約内容に関する規定（年次総会草案§2-211(e)→Errata#1で§2-211(b)に変更；これは実体規定であるから、UETA、E-Signには対応する規定はない。）
- 電子記録の帰属（attribution）・受領（receipt）に関する規定（年次総会草案 §§2-212、2-213→Errata#1で§211(c)-(e)に移動；UETA§§9、15(e)(f)に同様の規定があるが、E-Signには対応する規定はないので削除されなかったということであろうか。）

以上のように、筆者には理解できない点も多かったが、これらのE-Signへの対応策については、フロアからもとくに発言がなかった。なお、E-Signへの対応は、UCC2の審議だけでなく、他の統一州法に関する審議にも影響を及ぼしていた。⁽²⁶⁾

(5) 契約の成立と内容（「書式の戦い」問題の処理）§§2-206、207

いわゆる「書式の戦い」に関する現行§2-207は大幅に改正される。現行法でも同条の解釈をめぐる議論が絶えず、また、⁽²⁷⁾ 昨年⁽²⁷⁾の総会におけるUCC2承認延期の主要な原因の一つとなったのも、この条文であった。

SECTION 2-206. OFFER AND ACCEPTANCE.

- (a) （省略）
- (b) （省略）
- (c) A definite and seasonable expression of acceptance in a record operates as an acceptance even if it contains terms additional to or different from the offer.

SECTION 2-207. TERMS OF CONTRACT; EFFECT OF CONFIRMATION.

If (i) conduct by both parties recognizes the existence of a contract although their records do not otherwise establish a contract, (ii) a contract is formed by an offer and acceptance, or (iii) a contract formed in any manner is confirmed by a record that

⁽²⁶⁾ Errata#1は§2-104(d)として、UCC2はE-Sign§101の規定を修正・制限し、優先するものであるとの規定を置いているが、これはE-Sign§102(a)(2)(B)に対応するためである。総会で審議された他の統一州法（UCITAに限らず）でも、同様の規定がみられた。

⁽²⁷⁾ たとえば、White & Summers, *supra* note 19, にみられるWhite教授とSummers教授の間の意見の対立は伝説的である。UCC2改正作業の初期における議論については、曾野・前掲注(1)北大法学論集44巻5号1294頁以下参照。

contains terms additional to or different from those in the contract being confirmed, the terms of the contract, subject to Section 2-202, are:

- (1) terms that appear in the records of both parties;
- (2) terms, whether in a record or not, to which both parties agree; and
- (3) terms supplied or incorporated under any provision of [the Uniform Commercial Code].

まず、現行§2-207は、「書式の戦い」の場面に特化した条文であるが、草案では、契約一般について、その内容を何に基づいて判断するかについての規定に衣替えされている。それに伴い、現行§2-207(1)にみられる、契約の「成立」に関する規定は、より一般的な契約成立規定である§2-206(c)に移されている。そして、「書式の戦い」の場面だけではなくて、契約一般に関して、契約内容となるのは、(1)両当事者の「記録record」に含まれる条項、(2)記録に含まれるか否かにかかわらず両当事者が合意した条項、(3)UCCによって補充される条項とされている。あまりにも当然な規定に見えるが、⁽²⁸⁾現行§2-207の大きな改善として⁽²⁹⁾評価すべきであろう。

なお、現行の§2-207(2)は、申込に対する承諾は、申込と異なるまたは付加的な条項があっても契約は成立し、かつ、それが契約内容になるが、付加的条項が申込を「実質的に変更 (materially alter)」する場合は例外だとする。これに対して、年次総会草案では、実質的であろうとなかろうと、当事者間で合致しない条項はすべて「はじき出され (knock-out)」、UCCの規定がその穴を補充することになる。従来は、ある条項の付加が「実質的」か否かが争われることが多かったが、そのような紛争はこれではなくなることになる。そもそも、White教授が会場で指摘したように、実質的な付加でないのなら、多額の弁護士費用を費やして当事者が争うわけではないのであり、それが争われているということが、まさしくその条項が実質的であることを示しているはずである。したがって、現行法のアプローチは、契約を履行しない口実として使われていたことになる。

⁽²⁸⁾ リポーターのGabriel教授は、多くの混乱のもとになっていた§2-207を正しく改正することなどできるはずがないと、誰もが思っていたが、正しい解決を発見できて、自分たちもそのことにショックを受けていると冗談めかして述べていた。全くの「コロンブスの卵」ということのようにある。

⁽²⁹⁾ フロアからは、この改正によって失われて残念なのは“White & Summers”の共著者間の対話 (supra note 27) だけであるとの暖かい支持の発言 (Patricia B. Fry教授) もなされた。

ところで、昨年、UCC2改正作業が頓挫した原因の一つは、契約成立時には示されずに目的物と一緒に箱に入って届けられる契約条項（いわゆる later terms ないし standard-in-the-box-agreements）に関する昨年の草案の規定であったが、この問題については触れないことが今年の年次総会草案§2-207のcomment 3で宣言されているので、この問題の処理は判例法に委ねられることになる。UCITAがlater termsも契約内容になることを積極的に認める仕組みになっているのと比較すると、UCC2⁽³⁰⁾年次総会草案は、まだ買主／ライセンサー寄りの内容だといえる。審議の場においては、この年次総会草案に好意的な発言が多かったものの、このアプローチでは契約内容に対するコントロールを失う産業界から、この規定に反対する文書がいくつ⁽³¹⁾か提出されていた（Compaq社など）。今後、どうなるかは不明である。

(6) ワランティ類似義務 §§2-313A、313B

現代の流通機構においてはメーカーは最終消費者との間に直接の契約関係に立たないことが多いが、消費者が購入する製品にはメーカーの「保証書」が含まれている場合が多い。また、消費者は製品を購入する際に、メーカーの「広告」に依拠する場合も多い。保証書も、広告も、いずれも直接の契約関係にない者の間のものであるから、伝統的な privity of contract の考え方によれば、契約上の義務を発生させるものではないが、年次総会草案§2-313Aは前者の「保証書」等、草案§2-313Bは後者の「広告」等に基づく契約上の義務の発生を規定する。

⁽³⁰⁾ 曾野・前掲注(1)アメリカ法 [1999-2] 189頁参照。ここでは、契約法理に忠実なUCC2と、「新しい経済」を旗印に伝統的な契約法理はもはや克服されなければならないと主張するUCITAの対立という図式がみられる。UCITAにおいては、契約における「合意」の側面が極度に希薄化してしまっているように思われる。農業社会から産業社会への移行にUCC2が必要とされたのと同じように、情報経済への移行が本当にUCITAのアプローチを必要とするものなのか(Cf. Raymond T. Nimmer, Images and Contract Law: What Law Applies to Transactions in Information, 36 Hous. L. Rev. 1)、それとも企業エゴの代弁にすぎないのか、慎重に見極める必要がある。

⁽³¹⁾ 昨年のNCCUSL総会においても、Gateway社がとくにlater termsに関するUCC2の内容に反対する分厚いロビイング文書を提出していた。Opposition of Gateway 2000, Inc. to Proposed Article 2-207(d) of Revised Article 2 (July 15, 1999)。今年提出されたCompaq社のメモも、standard-in-the-boxの強制可能性を明確化すべきだと主張するものであった。

SECTION 2-313A. OBLIGATION TO REMOTE PURCHASER CREATED BY RECORD PACKAGED WITH OR ACCOMPANYING GOODS.

(a) In this section:

- (1) "Goods" means new goods and goods sold or leased as new goods unless the transaction of purchase does not occur in the normal chain of distribution.
- (2) "Immediate buyer" means a buyer that enters into a contract with the seller.
- (3) "Remote purchaser" means a person that buys or leases goods from an immediate buyer or other person in the normal chain of distribution.

(b) If a seller makes an affirmation of fact or promise that relates to the goods, provides a description that relates to the goods, or makes a remedial promise, in a record packaged with or accompanying the goods, and the seller reasonably expects the record to be, and the record is, furnished to the remote purchaser, the seller has an obligation to the remote purchaser that:

- (1) the goods will conform to the affirmation of fact, promise or description unless a reasonable person in the position of the remote purchaser would not believe that the affirmation of fact, promise or description created an obligation;
and
- (2) the seller will perform the remedial promise.

(c) It is not necessary to the creation of an obligation under this section that the seller use formal words such as "warrant" or "guarantee" or that the seller have a specific intention to undertake an obligation, but an affirmation merely of the value of the goods or a statement purporting to be merely the seller's opinion or commendation of the goods does not create an obligation.

(d) The following rules apply to the remedies for breach of an obligation created under this section:

- (1) The seller may modify or limit the remedies available to the remote purchaser if the modification or limitation is furnished to the remote purchaser no later than the time of purchase or if the modification or limitation is contained in the record that contains the affirmation of fact, promise or description.
- (2) Subject to a modification or limitation of remedy, a seller in breach is liable for incidental or consequential damages under Section 2-715, but the seller is not liable for lost profits.
- (3) The remote purchaser may recover as damages for breach of a seller's obligation arising under subsection (b) the loss resulting in the ordinary course of events as determined in any manner that is reasonable.

- (e) An obligation that is not a remedial promise is breached if the goods did not conform to the affirmation of fact, promise or description creating the obligation when the goods left the seller's control.

SECTION 2-313B. OBLIGATION TO REMOTE PURCHASER CREATED BY COMMUNICATION TO PUBLIC.

- (a) In this section:
 - (1) "Goods" means new goods and goods sold or leased as new goods in a transaction of purchase that occurs in the normal chain of distribution.
 - (2) "Immediate buyer" means a buyer that enters into a contract with the seller.
 - (3) "Remote purchaser" means a person that buys or leases goods from an immediate buyer or other person in the normal chain of distribution.
- (b) If a seller makes an affirmation of fact or promise that relates to the goods, provides a description that relates to the goods, or makes a remedial promise in advertising or a similar communication to the public and the remote purchaser enters into a transaction of purchase with knowledge of and with the expectation that the goods will conform to the affirmation of fact, promise, or description, or that the seller will perform the remedial promise, the seller has an obligation to the remote purchaser that:
 - (1) the goods will conform to the affirmation of fact, promise or description unless a reasonable person in the position of the remote purchaser would not believe that the affirmation of fact, promise or description created an obligation;
and
 - (2) the seller will perform the remedial promise.
- (c) It is not necessary to the creation of an obligation under this section that the seller use formal words such as "warrant" or "guarantee" or that the seller have a specific intention to undertake an obligation, but an affirmation merely of the value of the goods or a statement purporting to be merely the seller's opinion or commendation of the goods does not create an obligation.
- (d) The following rules apply to the remedies for breach of an obligation created under this section:
 - (1) The seller may modify or limit the remedies available to the remote purchaser if the modification or limitation is furnished to the remote purchaser no later than the time of purchase. The modification or limitation may be furnished as part of the communication that contains the affirmation of fact, promise or

description.

- (2) Subject to a modification or limitation of remedy, a seller in breach is liable for incidental or consequential damages under Section 2-715, but the seller is not liable for lost profits.
- (3) The remote purchaser may recover as damages for breach of a seller's obligation arising under subsection (b) the loss resulting in the ordinary course of events as determined in any manner that is reasonable.
- (e) An obligation that is not a remedial promise is breached if the goods did not conform to the affirmation of fact, promise or description creating the obligation when the goods left the seller's control.

(下線、引用者)

これらは、ワランティそのものではないから、「ワランティ類似の義務(warranty-like obligation)」といわれる(義務であって、ワランティではない)。UCC2改正文書の当初からその必要性が指摘されていた規定⁽³²⁾であり、法政策的には妥当な動きのように思われるが、理論的根拠をどのように説明するのかについては、明示的な議論はなされていない。

当然、産業界からは強い反対が予想されていたが、今回は総会ではとくに大きな議論もなく審議が進んだ。

なお、明示ワランティ規定 (§2-313(d)) にも共通することだが、UCC2草案は「救済約束remedial promise」という概念を採用している。これは、明示ワランティや黙示ワランティとは区別される概念であり、特定の出来事が生じた場合に、修補・交換(代物給付)・返金に応じるとの売主の約束のことである (§2-102(a)(35))。この

⁽³²⁾ 初期の議論については、曾野・前掲注(1)北大法学論集44巻5号1297頁以下参照。

⁽³³⁾ ただし、中古品の購入者に対しても製造者がこのワランティ類似の義務(とくに§2-313A)の義務を負うのだとすれば、それは、やや行き過ぎかもしれない。起草委員会は、「通常の流通連鎖」にある取引に同条の適用を限定する趣旨のようであるが、条文の文言からはその限定が読み取れないとの批判がある。Memorandum from Charles R. Keeton, Esq. on behalf of General Electric Co. to John L. McClougherty, President of NCCUSL, titled "2000 Annual Meeting Draft of Proposed Revised 2" p.5 (Jul. 19, 2000) (on file with the author).

⁽³⁴⁾ General Electric, Compaq, Enron, American Gas Ass'nや、複数の広告業界団体(連名)が、(とくに§2-313Bに)反対する旨のロビイング文書を配布していた (on file with the author)。なお、その他に2000年のALI総会では、Digital Commerce Coalition, Commerce Netが同様の文書を配布していた (on file with the author)。これらは、§2-313Bによって売主の責任範囲が大きくなりすぎること、広告が大きく制約されてしまうこと、訴訟の増加がもたらされることを主たる理由とするものである。

概念の実益は、出訴期限（Statute of Limitations）の起算点を約束違反の時点とすることである。従来は、これらの約束が明示ワランティ・黙示ワランティと明確に区別されていなかったため、出訴期限の起算点がワランティの出訴期限の起算点——すなわち、目的物の提供時(tender)——とされ、買主に不利に扱われるおそれがあった。この概念の導入は、その点を是正するものである。

(7) UCC2の適用範囲

さて、今回のUCC2審議における最大の争点となったのは、スマートグッズに内蔵される embedded softwareにUCC2が適用されるのか否かという問題であった（UCC2の適用範囲に入らないとすれば、UCITAを採択している州ではUCITAが適用され、採択していない州ではコモン・ローが適用されることになる；また、スマートグッズの有体物部分にUCC2が適用されること——“gravamen of the action”アプローチ——は前提となる）。

この問題について、UCC2年次総会草案は、取引の「目的」が何かによって区別するアプローチをとっていた。これは、基本的にはUCITAのアプローチを踏襲するものである。すなわち、次の2つの場合を除いて、embedded softwareにはUCC2が適用される。UCC2が適用されないembedded softwareは、①コンピュータおよびコンピュータ周辺機器に含まれるembedded softwareと、②当該プログラム(embedded software)へのアクセスまたは使用が、通常、その種の物品取引の「実質的目的substantial purpose⁽³⁵⁾」である場合である。しかし、技術の発展にともない、コンピュータ・プログラムの組み込まれた製品が多様化し、何が「コンピュータ」であるか、⁽³⁶⁾何が取引の「実質的目的」であるかは容易には判断できなくなっている。このアプローチに沿った方法だと、「動く標的」に向けて射撃しているようなもの（Gabriel教授の表現）ということになる。

⁽³⁵⁾ UCITAは、substantialではなくて、materialの用語を用いる。UCC2年次総会草案がそれをsubstantialに変えたのは、従来の判例においては、materialという表現がnon-trivialという程度の意味に解されているため、embedded softwareがUCC2の適用を受けない範囲が広くなりすぎるとの考慮に基づく（comment 2 to §2-103）。

⁽³⁶⁾ 年次総会草案は「コンピュータ」を“an electronic device that can perform substantial computations, including numerous arithmetic operations or logic operations, without human intervention during the computation or operation.”と定義したうえで（§2-102(a)(6)）、コメントにおいて「常識」を活用して判断すべきことを強調しているが、限界事例はいくらでもあるだろう。本文でのちにみるように、起草委員会の新しい提案では、この定義規定の削除も提案された。

【UCC2 - Annual Meeting Draft】

SECTION 2-103. SCOPE.

- (a) This article applies to transactions in goods.
- (b) If a transaction includes computer information and goods, this article applies to the goods but not to the computer information or informational rights in it. However, if a copy of a computer program is contained in and sold or, pursuant to Section 2-313A or 2-313B, leased as part of goods, this article applies to the copy and the computer program unless:
 - (1) the goods are a computer or computer peripheral; or
 - (2) giving the buyer or lessee of the goods access to or use of the program is ordinarily a substantial purpose of transactions in goods of the type sold or leased.
- (c) In a transaction that includes computer information and goods, then with regard to the goods, including any copy of a computer program constituting goods under Section 2-102(a)(2), the parties may not by agreement alter a result that would otherwise be required by this article.
- (d) This article does not apply to a foreign exchange transaction.
- (e) If there is a conflict between this article and another article of [the Uniform Commercial Code], that article governs.
- [(f) If a transaction includes computer information and goods and there is a conflict between this article and [the Uniform Computer Information Transactions Act] over the extent to which this article applies to a copy of a computer program under subsection (b), [the Uniform Computer Information Transactions Act] governs.]
- [(g) If there is a conflict between this article and [the Uniform Electronic Transactions Act], this article governs.]

(下線、引用者)

ところが、このアプローチは5月のALI総会で批判をうけ、sense of the house motionで、UCITA型アプローチではALIの承認は受けられないことが明らかとなっていた。この動議はまず、(i)スマートグッズ内のコンピュータ情報にUCCが適用されるべきか否かと問い、イエスのvoice voteを得、続いて、(ii)現在の規定はそれを適切に表現しているかを問い、これも圧倒的にノーのvoice voteを得ていた。⁽³⁷⁾

それを受けて、起草委員会は全く新しいアプローチを提案するに至っている(もっとも、これは起草委員会の承認を経ているわけではなく、今後の検討のための参考のために提示されたものである)。その内容は、第一に“goods”に“computer programs”が含まれないように“goods”の定義 (§2-102(a)(23)) を変更すること、第二に“computer”の定義 (§2-102(a)(6)) を削除すること(つまり、コモンローに委ねる)、そして、第三に、スマートグッズに含まれるプログラムについては、UCC2のワランティ規定と救済関係の規定が適用になると規定するものである。

【UCC2 - Errata#2】

SECTION 2-103. SCOPE.

- (a) (省略)
- (b) This article applies to computer programs to the extent provided in Section 2-319.
- (c)~(e) (省略)

SECTION 2-319. GOODS THAT CONTAIN A COPY OF A COMPUTER PROGRAM.

If a copy of a computer program is contained in goods other than a computer or computer peripheral and the copy is so integral to the functioning of the goods that it is a part of the goods, Sections 2-313, 2-313A, 2-313B, 2-314, 2-315, 2-316, 2-317, 2-318, and 2-508, and Part 6 and Part 7 of this article apply to the copy and goods taken as

⁽³⁷⁾ この他に、ALI総会ではJean Braucher教授によるmotion <http://ali.org/ali/2000_BraucherMotion.htm> (①コンピュータ情報取引についてUCC2を類推適用できることの明確化と、②スマートグッズに関してプログラム部分をライセンスしてもその部分にUCC2の適用はなくなるわけではないことの明確化、を求める)、Steven Chow氏によるmotion <<http://ali.org/ali/UCC2ChowMotion.htm>> (「機能」に意味のある情報と「表現」に意味のある情報を区別せずに、どちらも等しく扱うUCITAのワランティ規定—UCC2よりメーカーよりの規定ではある—を批判し、UCC2の改正草案の適用範囲規定がUCITAを間接的にエンドースする結果になっているのを避けるため、コンピュータ情報に関する適用範囲規定を何も置かないことを求める)も提出されていたが、審議には至らなかった。Chow motionはNCCUSL総会にも提出されていたが、そこでも具体的な議論はなされなかった。

a whole. A copy of a computer program is not integral to the functioning of goods that consist of the medium in which the copy is contained.

その趣旨は、スマートグッズについてUCC2が重要なのは、ワランティ関係と救済関係であるとの発想に基づく（いわば「争点アプローチ」）。しかし、たとえば契約の成立と内容に関するUCC2とUCITAの規定は大きく異なるのであり、どちらが適用になるかで訴訟の結論が変わることになる。本当に、ワランティ規定と救済関係だけについてUCCを適用することでよいのかは疑問なように思われる。

フロアからは、Curtis Reitz教授が、「売られた」スマートグッズはUCC2が適用になり、「ライセンス」されたスマートグッズはUCC2の適用範囲から外れるとしたいが、それだといくらでも抜け道があるのかもしれないと、やや歯切れ悪く述べていた。⁽³⁸⁾しかし、これが、プログラム部分については、スマートグッズの売買とは別にライセンスがなされた場合にはじめてUCC2の適用から外れるという趣旨ならば、それはまさしく正当な思考方法であるように筆者には思われる。プログラムが実際に「ライセンスされた」のであれば、UCC2の適用範囲から外れてかまわないし、プログラムはスマートグッズの一部として「売られた」のであれば買主がスマートグッズの完全な所有権を取得して、そこに含まれるプログラムは（著作権法による制限を受けるものの）買主が自由に使用できるとするのが正道のように思われる。

また、ここで、Reitz教授が指摘するように操作が可能だとすれば、それは「シュリンクラップ契約」の有効性を認める法制の下でのことであろう（シュリンクラップ契約が有効なら、小売店が最終消費者に物を売りながら、消費者はメーカーとの関係ではライセンス契約に拘束されることになる）。

なお、フロアからは、スマートグッズに含まれているプログラムが、flexible, dynamicなものであれば（他の用途に転用可能、他のプログラムを上書きして代用可能など）UCITAが、fixedであればUCC2が適用になるというメルクマールも提案され、起草委員会の一部の興味関心を呼んでいた。

今後、どのような方向に適用範囲の規定が進むかどうかは、現時点では分からな

⁽³⁸⁾ Braucher Motion (前掲注(37))も、取引目的からしてtrivialなソフトウェアでも、「ライセンス」によって、容易にUCC2の適用を回避できることになるのを避けるためのものであった。

いが、起草委員会にはソフトウェア業界の納得する条文を起草しなければ、UCC2の改正がブロックされてしまうとの切迫感があるように見受けられ、来年の総会までの間、最もホットな争点になるものと思われる。

3. UCC第1編（一般規定）の審議

改正UCC1草案は、8月2日の午後に約1時間⁽³⁹⁾をかけて審議された。ただし、UCC2の改正が確定しなければ最終的な草案を起草できないという事情もあり、本年度の投票は当初から予定されておらず、policy issuesに関する審議がなされたにとどまる。

UCC1の審議の中心となったのは、UCC1草案における次の準拠法選択条項の扱い⁽⁴⁰⁾である。

SECTION 1-301. TERRITORIAL APPLICABILITY; PARTIES' POWER TO CHOOSE APPLICABLE LAW.

- (a) Except as provided in this section, an agreement by parties to a transaction that any or all of their rights and obligations are to be determined by the law of this State or of another State or country is effective, whether or not the transaction bears a relation to the State or country designated. In the absence of such an effective agreement, their rights and obligations are determined, except as provided in subsection (e), by the law that would be selected by application of this State's conflict of laws principles.
- (b) If one of the parties to an agreement referred to in subsection (a) is a consumer, the agreement is not effective unless the State or country designated is either:
- (1) the State or country in which the consumer resides at the time the transaction becomes enforceable or within 30 days thereafter; or
 - (2) the State or country in which, under the contract between the parties, the

⁽³⁹⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucc1/ucc1070500.htm>>

⁽⁴⁰⁾ NCCUSLのInternet Private Law Committeeは、ABA Business Section Cyberspace law Committeeが2000年7月に公表した報告書“Transnational Issues in Cyberspace: A Project on the Law Relating to Jurisdiction” <<http://www.abanet.org/buslaw/cyber/initiatives/jurisdiction.html>>を検討することとなっているようであり、これが統一州法への動きにつながるかどうか注目される。

- goods, services, or other consideration flowing to the consumer are to be received or are used by the consumer or a person designated by the consumer.
- (c) An agreement referred to in subsection (a) is not effective to the extent that the law of the State or country designated is contrary to a fundamental policy of the State or country whose law would otherwise govern.
- (d) If the transaction does not bear a reasonable relation to any country other than the United States, an agreement referred to in subsection (a) is effective only if it designates the law of a State.
- (e)~(f) (省略)

(下線、引用者)

改正草案§1-301(d)によれば、当該取引と合理的関係のない外国法を準拠法を指定しても、それは効力を有さない。しかし、フロアからはこの規定の合理性について多くの疑問が提出され(たとえば、アメリカとフランスの当事者がイギリス法を準拠法とすることを禁止すべき理由がわからない)、支持を集めていたように思われる。もちろん、消費者取引における準拠法指定の規制は必要かもしれないが、それについては§1-103(b)が対応している。

しかも、規制が必要だとすれば、それは準拠法の指定よりも裁判管轄の指定の規制であると思われるが、そのような規制は含まれていないし、消費者取引についてもそのような規定は存在しない (cf. comment g. to §1-301)。

以上のほか、①UCC1の構成が変更されたこと、②他の編の信義誠実(good faith)の定義に合わせて§1-201(b)(2)に客観的要素を加えたこと(従来は、“honesty in fact”とされていたのが、それに“and observance of reasonable commercial standards of fair dealing”という文言が加えられた)、③現行§1-206にある詐欺防止法規定を削除し、書面要件は各編に委ねること、などの考え方が示され、また、来年の総会ではE-Signとの整合性を図るための改正も提案されることが予告された。信義誠実の定義の変更は、現行§2-103(b)に平仄を合わせるものである。同条は、本来はUCC2の適用範囲においてのみ——しかも、そのうちで商人間売買についてのみ——意味を有するが、UCC各編の改正作業は、UCC2の信義誠実の定義を取り入れるものとなっている。これに対応するための改正である。その他、フロアから、現在はUCC2

とUCC2Aにおいてのみ規定されている「非良心性 unconscionability」に関する規定をUCC1に移動し、UCC全体に適用されるようにすべきではないかとの発言もなされたが、起草委員会は否定的であった。

4. UCITAの審議

(1) 修正案提出の経緯

昨年のNCCUSL総会で承認されたUCITAは、バージニア州とメリーランド州がすでに立法化しており（施行は、バージニア州が2001年6月1日、メリーランド州は2000年10月1日）、現在6州（デラウェア、ワシントンDC、ハワイ、イリノイ、ニュージャージー、オクラホマ）で州議会に法案が提出されている。今回、昨年までの起草委員会のメンバーをそのまま引き継いだUCITAスタンドバイ委員会が提案した「修正 amendment」（これは「改正 revision」とは異なり、簡単な手続で行うことができる。NCCUSL Constitution §4.3）は、バージニア州とメリーランド州の立法の際に加えられた修正と平仄をあわせること、および、個別業界の同意をとりつけるために必要な修正（具体的には適用除外）を加えることを目的とする。

審議は、次の2つの文書に基づいて、特定産業に関する適用除外、アイディアの提供契約に関する§216の復活、電子的自力救済、E-Signとの整合性確保をめぐって、順に行われた（その他に誤植訂正などもなされたが、これについては省略する）。

- ① “Amendments to Uniform Computer Information Transactions Act”
(Annual Meeting Draft)⁽⁴¹⁾
- ② “Committee Changes to Uniform Computer Information Transactions Act”と題された書面 [以下、“Committee Changes”]（会場にて配布）

なお、この総会終了後、“Final Comment”⁽⁴²⁾と題され、June 2000の日付のあるUCITAのOfficial Commentが公表されているが、これについての言及は総会では

⁽⁴¹⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucita/ucitaAMD.htm>>

⁽⁴²⁾ <<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucita/ucita600c.htm>>. “Final Comment”と題されているが、最終的な確定版ではないとのことである。〔本稿末尾の〔追記〕も参照されたい。〕

なされなかった。

(2) 特定産業の適用除外

草案§103で新たに適用除外とされたのは、①映画 (§103(b)(2)、(d)(3)(A)、(f))、②連邦または州の規制下にある電気通信 (§§103(d)(7)、112(g))、③保険サービス (§§102(a)(39)、103(d)(2)) の3つである。いずれも、各州におけるUCITAの採択をこれらの産業がブロックしないようにするための修正である。

SECTION 103. SCOPE; EXCLUSIONS.

(a) (省略)

(b) Except for subject matter excluded in subsection (d) and as otherwise provided in Section 104, if a computer information transaction includes subject matter other than computer information or subject matter excluded under subsection (d), the following rules apply:

(1) (省略)

(2) Subject to subsection (d)(2)(A), if a transaction includes an agreement for creating or for obtaining rights to create computer information and a motion picture, this [Act] does not apply to the agreement if the dominant character of the agreement is for creating or obtaining rights to create a motion picture. In all other such agreements, this [Act] does not apply to the part of the agreement that involves a motion picture excluded under subsection (d)(2), but does apply to the computer information.

(3) (省略)

(c) (省略)

(d) This [Act] does not apply to:

(1) (省略)

(2) an insurance services transaction;

(3) an agreement to create, perform or perform in, include information in, acquire, use, distribute, modify, reproduce, have access to, adapt, make available, transmit, license, or display:

(A) a motion picture or audio or visual programming that is provided by broadcast, satellite, or cable as defined or used in the Federal Communications Act and related regulations as they existed on July 1, 1999, or by similar

methods of delivering that programming, other than in (i) a mass-market transaction or (ii) a submission of an idea or information or release of informational rights that may result in making a motion picture or a similar information product; or

(B) a motion picture, sound recording, musical work, or phonorecord as defined or used in Title 17 of the United States Code as of July 1, 1999, or an enhanced sound recording, other than in the submission of an idea or information or release of informational rights that may result in the creation of such material or a similar information product.

(4)～(6) (省略)

(7) unless otherwise agreed in a record between the parties:

(A) telecommunications products or services provided pursuant to federal or state tariffs; or

(B) telecommunications products or services provided pursuant to agreements required or permitted to be filed by the service provider with a federal or state authority regulating these services or under pricing subject to approval by a federal or state regulatory authority.

(8) (省略)

(e) (省略)

(f) In this section, “motion picture” means:

(1) “motion picture” as defined in Title 17 of the United States Code as of July 1, 1999; or

(2) a separately identifiable product or service the dominant character of which consists of a linear motion picture, but which includes (i) statements or instructions whose purpose is to allow or control the perception, reproduction, or communication of the motion picture or (ii) other information as long as the motion picture constitutes the dominant character of the product or service despite the inclusion of the other information.

(g) (省略)

①については、映画化、映画への出演、映画の配給、映画の上映等に関する契約が適用範囲から外された。ただし、マスマーケット取引には適用があるとされるから、この適用除外が意味するのは、すでに独自の取引慣行を確立している産業の上

流における取引を適用除外にするということである。コンピュータ・ゲームなどのコンピュータ情報の創作と映画化が組み合わされた契約の場合には、取引の「支配的性質 dominant character」が「映画化権」に関する場合にはUCITAの適用がされないとされた。なお、§216の「アイディアの提出契約」に関する規定の復活も、映画業界の要請に基づく。

②は、いわゆる第三者サービス・プロバイダ (third party service provider) のサービスを通じて情報が提供された場合において、そのプロバイダは、情報提供者との間でライセンシーとならないとする規定である。もともと、comment 7 to §112にその旨の記述があるから、それを一定の電気通信事業者について確認したということであろう。

また、③については、除外されるのは「保険サービス取引」であるが、それは、保険者と被保険者との契約で、保険契約に関する処理等を行う契約と定義されている (§2-102(a)(39))。フロアからHarvey Perlman教授も発言していたように、そもそもこのような契約でUCITAの適用範囲に入ってくるものが具体的にあるのかどうかは疑問である。この規定は、スタンドバイ委員会に対する各州の保険規制機関 (insurance commissioners) の意見表明⁽⁴³⁾および保険会社のロビイング⁽⁴⁴⁾に依ることを意図したもののようであるが、スタンドバイ委員会と保険関係者の思惑にはすれ違いがあるように思われる。保険規制機関および保険業界が求めているのは、保険会社の業務一般について、ソフトウェアのライセンシーとなるケースをUCITAの適用範囲から外すことだからである (保険契約の処理のためのソフトウェア・ライセンスから、従業員への給与計算をするためのソフトウェアまで)。保険規制機関は、消費保護の観点から保険会社をUCITAの適用除外にしたい (保険会社がライセンサーとの関係で不利にならず、それが間接的に消費者の利益に資する) ということであろうかと思われる (もともと、保険業界のロビイング担当者から聞いたところ

⁽⁴³⁾ Memorandum "Proposed Amendments to the Uniform Computer Information Transactions Act" from P. Lee Covington II, Chair of the Nat'l Ass'n of Insurance Commissioners (NAIC)'s Electronic Commerce and Regulation Working Group to John M. McCabe, Legislative Director, NCCUSL, (July 25, 2000) (on file with the author).

⁽⁴⁴⁾ Memorandum "Proposed Amendments to the Uniform Computer Information Transactions Act" from 21 insurance companies and insurance trade associations, to John M. McCabe, Legislative Director, NCCUSL, (July 26, 2000) (on file with the author). 保険業界の意向は、総会に参加していた保険会社の担当者からも直接確認した。

によると、とくに保険会社がライセンサーとなるケースに他の産業と比べて特殊性があるということではなく、ただ、単にライセンサー寄りのUCITAの適用を受けたくないという理由でロビイング活動が行ったとのことであった)。この意図はUCITA修正案には反映されておらず、各州におけるUCITA採択がブロックされる原因となりうる。来年以降、再び保険業界に関する適用除外に関する修正案が提案される可能性は否定できないように思われる。

(3) アイディア提供 (submission of idea) 契約 §216

昨年の総会では、ゲーム等のコンピュータ情報の創作につながるアイディアの提供契約についての規定を削除すべきだとの動議が提出され、それが64-54で可決されたため、アイディア提供に関する規定は姿を消していたが、その復活が起草委員会から提案された。

SECTION 216. IDEA OR INFORMATION SUBMISSION.

- (a) The following rules apply to a submission of an idea or information for the creation, development, or enhancement of computer information which is not made pursuant to an existing agreement requiring the submission:
- (1) A contract is not formed and is not implied from the mere receipt of an unsolicited submission.
 - (2) Engaging in a business, trade, or industry that by custom or practice regularly acquires ideas is not in itself an express or implied solicitation of the information.
 - (3) If the recipient seasonably notifies the person making the submission that the recipient maintains a procedure to receive and review submissions, a contract is formed only if:
 - (A) the submission is made and a contract accepted pursuant to that procedure;
 - or
 - (B) the recipient expressly agrees to terms concerning the submission.
- (b) An agreement to disclose an idea creates a contract enforceable against the receiving party only if the idea as disclosed is confidential, concrete, and novel to the business, trade, or industry or the party receiving the disclosure otherwise expressly agreed.

その内容は、①求めていないアイデアの提示があっても、受領者が明示的に契約に合意しないかぎりそのアイデアの使用等についての契約は成立しないし、さらに、②アイデアの開示契約においては、当該アイデアが秘密のものであり、具体的であり、業界または受領者にとって新規のものでなければ（約因がないために）強制できないということである。

この条文については、Harvey Perlman教授が削除の動議を提出したが、結果的に52-76で否決されたために、修正案がそのまま最終投票にかけることとなった。ところで、このPerlman動議は、より広く消費者保護の観点からのUCITA批判の一環として提出されたものである。節を改めてPerlman教授の議論を見ておこう。

(4) Perlman教授の議論

昨年に引き続き、今年もHarvey Perlman教授の雄弁なUCITA修正案批判が展開された。基本的には、①UCITAがライセンサーの利益保護に偏っており、ライセンサー、消費者に不利な内容であることの批判、および、②スタンドバイ委員会の説明が欺瞞的であることの批判、からなる。

(a) 第一。スタンドバイ委員会は、今年のUCITA修正案はバージニア州とメリーランド州におけるUCITAの立法化の際に加えられた修正点を、オリジナルにも反映させるためと説明している。そして、両州はたしかに今回の修正案とほぼ同様の修正を加えた立法化をしている⁽⁴⁵⁾。しかし、Perlman教授は、そのような修正以外にも両州は「消費者保護の強化」のための修正も加えており、それらを草案に反映させないのは一貫しないという。

Perlman教授は明示しなかったが、おそらくここで指しているのは、メリーランドUCITA⁽⁴⁶⁾におけるマスマーケット取引に関する修正のことだろうと思われる。すなわち、メリーランド州のUCITAは、マス・マーケット契約について、①準拠法指定を

⁽⁴⁵⁾ ただし、そもそもバージニア州は起草委員会の委員長を務めたCarlyle Ring氏のお膝元であり、バージニア州における立法化には彼も深く関わっている。さらに隣のメリーランド州における立法も彼が積極的に支援したことが、感謝の言葉としてフロアのメリーランド州の統一州法委員から述べられていた。したがって、両州における立法に平仄を合わせるためにUCITAを修正するというのは、マッチ・ポンプの感がしないでもない。

⁽⁴⁶⁾ <<http://mlis.state.md.us/2000rs/bills/hb/hb0019e.rtf>>.

一切認めないし (§21-109(B)(2) [original UCITA §109(b)(2)の修正])、②契約の同意時までに印刷物または印刷や保存可能な電子形態で見ることのできない条項は契約内容にならないとし (§21-209(A)(4) [original UCITA §209(a)に追加])、また、③契約期間を制限する条項は目立たなければならない (conspicuous) (21-209(D) [original UCITA §209に追加]) などの独自の定めをおいている。また、④消費者契約についてワランティの制限条項や免除条項は強制できないとしている (§21-406(1)(1) [original UCITA §406に追加])。(その他、マスマーケットにおける自力救済の禁止も加えられているが (§21-816(B) [original UCITA §816への追加])、これは後述するように、UCITAの修正にも取り入れられた。)

他方、バージニア州UCITA⁽⁴⁷⁾も次のような修正を加えている。すなわち、①オリジナルのUCITAは期間の定めのない契約は任意終了できるとするが (§308)、そのためには一定期間すでに契約が存続したあとでなければならないという要件を付加 (Code of Virginia §59.1-503.8(1))、②電子的自力救済の予告期間を15日から45日に延長 (§59.1-508.16(d)(1) [original UCITA §816(d)(1)の修正]) 等のライセンシーに有利となる修正を加えている。

ところで、UCITAに関する立法をしたのはバージニア州とメリーランド州だけではない。アイオワ州は、アイオワ州の州民に対してUCITAに基づく契約強制が求められている場合に、UCITAを準拠法に指定する条項の効力を認めない(アイオワ州法が準拠法になる)との立法をしており、UCITAに対する敵意を剥き出しにしている (アイオワUETA⁽⁴⁸⁾の4条4項。これは、2001年7月1日を期限とするサンセット

⁽⁴⁷⁾ <<http://leg1.state.va.us/cgi-bin/legp504.exe?001+ful+SB372ER>>.

⁽⁴⁸⁾ <<http://www.legis.state.ia.us/GA/78GA/Legislation/HF/02200/HF02205/Current.html>>. 4条4項は次の通り:

A choice of law provision, which is contained in a computer information agreement that governs a transaction subject to this chapter, that provides that the contract is to be interpreted pursuant to the laws of a state that has enacted the uniform computer information transactions Act, as proposed by the national conference of commissioners on uniform state laws, or any substantially similar law, is voidable and the agreement shall be interpreted pursuant to the laws of this state if the party against whom enforcement of the choice of law provision is sought is a resident of this state or has its principal place of business located in this state.

For purposes of this subsection, a "computer information agreement" means an agreement that would be governed by the uniform computer information transactions Act or substantially similar law as enacted in the state specified in the choice of laws provision if that state's law were applied to the agreement.

(下線、引用者)

立法であるが、このような条文が加えられたこと自体が強力な意思表示であることには違いない。ちなみにアイオワ州は、1999年の総会におけるUCITAの最終投票で、不承認の投票をした11州の1つである)。Perlman教授はこのことを指摘しつつ、スタンドバイ委員会が、都合よくアイオワ州の立法例には眼をつぶっていることも非難していた。

(b) 第二に、インターネット型取引における契約条項の事前開示について、契約条件への「リンク」を張ることが（消費者保護のためにも）“best practice”であるとの見解を、デル・コンピュータやAOLをはじめとするIT業界が連邦取引委員会（Federal Trade Commission, FTC）⁽⁴⁹⁾に対して述べている。Perlman教授は、そのようなリンクを要求する規定は今年の総会でUCITAから削除されたが、IT業界の上記のような意見表明があることを考えるとこれを復活させる十分な理由があるのに、そのような提案がされていないのも均衡を失すると主張していた。

以上の第一点、第二点については、委員長のRingが反論し、消費者保護は州によって仕組みが異なるので一律の規定を設けることはできないし、E-Signが適用になるので、その消費者保護の利益はUCITAの適用される取引でも享受できると述べていたが、説得力に欠けるように思われた。

(c) 第三に、Perlman教授は、「アイディア提示」に関する§216は、アイディア提示をうける側（たとえばゲーム・ソフト・メーカー）に一方向的に有利であると批判した。これに対しては、スタンドバイ委員会からNimmer教授が反論し、営業秘密やミスアプロプリエーションの法理によって、アイディア提示者側は保護されるとしたが、Perlman教授はたとえばゲームのアイディアは営業秘密として保護されないだろうし、ミスアプロプリエーションの法理はきわめて限定的にしか使われないから不十分だと反論していた。また、Perlman教授を引き継いで、Reitz教授がさらに、そもそもアイディア提示はコンピュータ情報取引とは何の関係もなく（つまり、コ

⁽⁴⁹⁾ おそらくインターネットにおける広告や商取引に関するFTCのpolicy statementについてFTCが求めたパブリック・コメントのことを指していると思われる。デル・コンピュータのコメント〈<http://www.ftc.gov/bcp/rulemaking/elecmedia/comments/comment067.pdf>〉；AOL社のコメント〈<http://www.ftc.gov/bcp/rulemaking/elecmedia/comments/comment060.htm>〉。

ンピュータ情報取引の前段階の取引にすぎない)、他の取引におけるアイデア提示にも等しく存在する問題だとの意見を述べていた。Perlman教授は§216について削除を求める動議を提出したが、それが52-76で否決されたことはうえで述べたとおりである。なお、この§216の追加が、本当にUCITAの「改正」ではなくて「修正」として簡易に行ってよかった非実質的なものなのかどうかは疑問である。

(5) 電子的自力救済

メリーランド州のUCITAは、マスマーケットにおける自力救済を禁止しており (§21-816)、それに平仄を合わせる修正が提案されていた。これについては、とくに議論はなかった。ただ、そもそもマスマーケット・ライセンスにおいては電子的自力救済を行うことは困難かと思われ、これは実質的な変更とはいえないと理解されていたようである。

(6) E-Signとの関係 §905の追加

ところで、UCITAはE-Signの専占 (preemption) に服する。したがって、たとえば、電子記録による書面要件の充足をするために消費者の積極的同意を要求するE-SignがUCITAに優先する。この点に対処するために、スタンドバイ起草委員会は“Committee Changes”と題した文書で、次のような§905の追加を提案した。

SECTION 905. ELECTRONIC SIGNATURES IN GLOBAL AND NATIONAL COMMERCE ACT.

The Provisions of this [Act] governing the legal effect, validity, or enforceability of electronic records or signatures, and of contracts formed or performed with the use of such records or signatures conform to the requirements of Section 102 of the Electronic Signatures in Global and National Commerce Act (__ U.S.C. __), and supersede, modify, and limit the Electronic Signatures in Global and National Commerce Act. (電子的な記録ならびに署名、および、かかる記録もしくは署名を用いて締結または履行された契約の、法的効果、効力、強制可能性に関する〔UCITA〕の規定は、〔E-Sign〕102条の要求に整合し、かつ、E-Signに優先し、修正し、制限するものである。)

この条文でいうE-Sign §102というのは、§102(a)(2)のことだと思われるが(同条については、本稿2.C.(4)参照。)、このような一方的宣言がその意図どおりに働くのかどうかは疑問である。

(7) 最終投票

以上の審議を経て、8月3日午後、委員会が提案した修正がそのまま最終投票にかけられた。その結果は、賛成41州、反対1州(ミネソタ)、棄権9州(アラスカ、ジョージア、アイダホ、アイオワ、ケンタッキー、マサチューセッツ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ユタ)で、修正が承認⁽⁵⁰⁾された。

5. おわりに

異常な緊張感に満ち、刺々しい空気の漂っていた昨年の総会と比較して、今年は落ち着いた雰囲気、とくに大きなドラマもなく、淡々と総会が進んだという印象である。UCITAの審議におけるPerlman教授の発言でやや緊張が高まったが、提案どおりの修正がUCITAに加えられるということで落ち着いたし、ALIとの確執や、昨年の総会でみられた産業界による強硬なロビイングから波乱の予想されたUCC2改正草案も冷静な審議がされた。

来年のNCCUSL総会は、8月10日～17日の日程で、ウェスト・バージニア州のリゾート地Greenbrierで行われる。UCC2については、適用範囲規定について同意が見られるか、そして、何よりも最終投票まで進むのか否かが最も注目されるところである。

⁽⁵⁰⁾ ミシガンとロードアイランド州は最終投票に欠席し、投票しなかった。ちなみに、今年の総会で投票のされたほかの統一州法の投票結果は次のとおりである。

- Uniform Money Services Act 賛成50、反対0、棄権1 (ニューメキシコ)
 - Uniform Athlete Agent Act 49-1 (ニューヨーク) - 1 (ペンシルバニア)
 - Uniform Interstate Enforcement of Domestic Violence Orders Act 51-0-0
 - Uniform Parentage Act (改正) 51-0-0
 - Uniform Trust Code (改正) 51-0-0
 - Uniform Arbitration Act (改正) 50-0-1 (アラバマ)
 - Uniform Principal Income Act Amendment (修正) 50-0-1 (アイダホ)
- これらの投票結果と比較して、UCITAへの投票パターンは際立っている。

[追記] 本稿脱稿後の動きについて、2点述べておきたい（2000年10月23日記）。

- ① UCC2の電子契約法規定：年次総会草案§2-211(a)、(b)は総会で削除案が示されたが、起草委員会はその後、これらを復活させる決定をした模様である。これは、UETAを立法化していない州の州法が準拠法とされた場合で、かつ、E-Signの適用範囲から漏れる取引に適用されることを意図しての復活である。これが実現すれば筆者が本稿 2.C.(4)で示した疑問は解かれることになる。以上につき、Patricia B. Fry教授およびWilliam H. Henning教授から貴重な情報および示唆をいただいた。
- ② UCITAのテキスト：UCITAの条文およびOfficial Commentにつき、2000年9月29日付けで“Pre-formatted Final Version”が公表された。〈<http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/ucita/ucita92900.htm>〉 参照。